



議案第五十六号

専決処分について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十八号）第七十九条第一項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同法同条第三項の規定により、これを本議会に報告して承認を求めらる。

昭和六十年四月二十七日

三朝町長 松村 喬 成

昭和六拾年四月廿七日

原案可決

三朝町議会議長 名越典由

専決第一号

専決処分書

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十九条第一項の規定により、三朝町税条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。

昭和六十年三月三十日

三朝町長 松村喬成

三朝町条例第十七号

三朝町税条例の一部を改正する条例

三朝町税条例（昭和四十五年三朝町条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項中「千円」を「千五百円」に改め、同条第二項の表の第一号中「第四十五条の二」を「第四十五条の三」に改める。

第四十六条中「納入書」を「施行規則第五号の十五様式による納入書」に改める。

第四十八条第一項及び第三項中「納付書」を「施行規則第二十二号の四様式による納付書」に改める。

第五十条第一項中「納付書」を「施行規則第二十二号の四様式による納付書」に改める。

第五十五条中「申告書に」を「申告書を」に、「場合においては、」を「場合においては」に、「添付して」を「添付して、」に改める。

第五十六条中「申告書に」を「申告書を」に改め、「、診療エックス線技師」及び「、衛生検査技師」を削り、「場合においては、」を「場合においては」に、「添付して」を「添付して、」に改める。

第五十七条中「申告書に」を「申告書を」に、「場合においては、」を「場合においては」に、「添付して」を「添付して、」に改める。

第六十七条第三項中「四百円」を「二千四百円」に改める。

第八十二条第一号イ中「〇・六キロワット以下のもの」の下に「(ニに掲げるものを除く。）」を加え、同号ロ及びハ中「総排気量」を「二輪のもので、総排気量」に改め、同号に次のように加える。

ニ 三輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(二以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの)が〇・五メートル以下であるものを除く。)で、総排気量が〇・〇ニリットルを超えるもの又は定格出力が〇・二五キロワットを超えるもの

年額

二千五百円

附則第六条中「昭和四十七年度から昭和六十二年度まで」を「昭和六十二年度以後」に、「限り」を「係る」に改め、「適用については」の下に「、当分の間」を加える。

附則第七条第二項中「所得割」を「昭和六十二年度以後の各年度分の個人の町民税について、所得割」に、「昭和四十六年から昭和六十一年までの各年」を「前年」に改める。

附則第十一条の見出し中「昭和五十七年度から昭和五十九年度まで」を「昭和六十年から昭和六十二年度まで」に改める。

附則第十二条（見出しを含む。）中「昭和五十七年度から昭和五十九年度まで」を「昭和六十年から昭和六十二年度まで」に改める。

附則第十三条（見出しを含む。）中「昭和五十七年度から昭和五十九年度まで」を「昭和六十年から昭和六十二年度まで」に改める。

附則第十五条の二第一項中「昭和五十七年度から昭和五十九年度まで」を「昭和六十年から昭和六十二年度まで」に改める。

附則第十五条の三第一項中「第七条第三項に規定する市街化調整区域内に所在する土地で当該土地の取得をした日以後十年を経過したものを除く」を「第七条第一項に規定する市街化区域内に所在する土地に限る」に改める。

附則第十六条を次のように改める。

（軽自動車税の税率の特例）

第十六条 昭和六十年二月十五日前に軽自動車税の納税義務者が取得した第八十二条第一号

二に掲げる軽自動車等に該当するものに対する同号の規定の適用については、当分の間、同号二中「二千五百円」とあるのは、「千円」と読み替えるものとする。

2 昭和六十年分及び昭和六十一年度分の軽自動車税に限り、電気を動力源とする軽自動車等で内燃機関を有するもの以外のものに対する第八十二条及び前項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第八十二条第一号			
	千円		七百元
	千二百円		千百元
	千六百元		千四百五十円
	二千五百円		二千三百円

前項	第八十二条第三号	第八十二条第二号							
		二千四百円	三千百元	五千五百円	七千二百円	三千円	四千元	千六百元	四千七百元
千円	四千元	三千六百五十円	四千三百円	千四百五十円	三千六百五十円	四千元	千六百元	四千七百元	
七百元	三千六百五十円	二千八百五十円	五千二百円	六千五百円	二千九百円	三千六百五十円	千四百五十円	四千三百円	

附則第十六条の三第一項中「同条第七項」を「同条第八項」に改め、同条第五項中「第二十五条の二第六項」を「第二十五条の二第七項」に改める。

附則第十七条の二第一項中「昭和五十八年度から昭和六十年年度まで」を「昭和六十一年度から昭和六十三年度まで」に改め、同条第二項中「昭和五十八年度から昭和六十年年度まで」を「昭和六十一年度から昭和六十三年度まで」に、「第三十四条の二第六項」を「第三十四条の二第七項」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第一項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、租税特別措置法第三十条の二第二項第三号に掲げる場合に該当することとなつた土地等の譲渡につき前条第一項の規定（同法第三十四条の二第一項の規定の適用により計算される特別控除額の控除に係る部分に限る。）の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第一項又は前項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第十九条を削り、附則第二十条を附則第十九条とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、昭和六十年四月一日から施行する。ただし、附則第十七条の二の改正規定及び附則第二条第三項の規定は昭和六十一年四月一日から、附則第六条及び第七条第二項の改正規定並びに附則第二条第四項の規定は昭和六十二年四月一日から施行する。

(町民税に関する経過措置)

第二条 改正後の町税条例(以下「新条例」という。)第三十一条第一項の規定は、昭和六十年以後の年度分の個人の町民税について適用し、昭和五十九年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

2 昭和六十年七月一日前に個人の町民税の特別徴収義務者が当該特別徴収に係る納入金を納入する場合における当該納入金に添える納入書の様式については、従前の例によることができる。

3 新条例附則第十七条の二の規定は、昭和六十一年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、昭和六十年分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

4 新条例附則第六条及び第七条第二項の規定は、昭和六十二年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、昭和六十一年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

5 昭和六十二年四月一日前に法人の町民税に係る徴収金を納付する者が当該徴収金を納付する場合における当該徴収金に添える納付書の様式については、従前の例によることのできる。

6 改正前の町税条例（以下「旧条例」という。）附則第十九条の規定は、昭和五十九年度分の個人の町民税については、なおその効力を有する。

（固定資産税に関する経過措置）

第三条 新条例の規定中固定資産税に関する規定は、昭和六十年以後の年度分の固定資産税について適用し、昭和五十九年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 昭和六十年分固定資産税に限り、新条例第七十一条の規定の適用については、同条中「一月三十一日」とあるのは、「四月三十日」とする。

(軽自動車税に関する経過措置)

第四条 新条例第八十二条第一号及び附則第十六条第一項の規定は、昭和六十年以後の年度分の軽自動車税について適用し、昭和五十九年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

2 旧条例附則第十六条に規定する電気を動力源とする軽自動車等に対して課する昭和五十九年度分の軽自動車税については、なお従前の例による。

(特別土地保有税に関する経過措置)

第五条 新条例附則第十五条の二第一項及び第十五条の三第一項の規定は、昭和六十年以後の年度分の土地に対して課する特別土地保有税について適用し、昭和五十九年度分までの土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。